

公益財団法人日独文化研究所 公的研究費にかかわる間接経費の取扱方針

1. 趣旨

公益財団法人日独文化研究所（以下「本法人」という。）における公的研究費にかかわる間接経費（以下、「間接経費」という。）の取扱いについては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日付、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ。平成26年5月29日改正）等に依拠しつつ、この取扱方針に定めるところによる。

2. 定義

「配分機関」：公的研究費の制度を運営し、公的研究費を研究機関又は研究者に配分する機関。

「直接経費」：公的研究費により遂行される研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、公的研究費を獲得した研究者に配分される経費。

「間接経費」：直接経費に対して一定の比率で手当され、公的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、本法人が使用する経費。

3. 基本方針

本法人は、研究者より、公的研究費にかかわる間接経費の譲渡を受ける。

その配分、使用に当たっては、本方針の定めるところに従い、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保するものとする。

4. 使途

間接経費の使途は、以下のとおりとする。ただし、直接経費を充当すべき使途に、間接経費を使用することはできない。

- （1）本法人が公的研究費による研究を実施することに伴い必要となる管理等経費。
- （2）競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上。

5. 返還

公的研究費を獲得した研究者の異動等によって間接経費の返還が生じた場合は、直接経費の残額に応じた額を研究者の異動先研究機関へ送金するものとする。

6. 実績報告書の提出

毎年度の間接経費の執行状況について、資金配分機関が定める「実績報告書」を作成し、所定の期日までに、資金配分機関の定める方法にて提出するものとする。

7. 改廃

本方針の改廃は、理事会が行う。

附 則

本方針は、令和元年5月20日から施行する。